

経営支援特別融資

融資対象となる方	<p>◆京都府内に営業所又は事業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合で、次のいずれかの要件を満たす方</p> <p>① 最近3ヶ月間の売上げが前年同期に比べて減少している方</p> <p>② 最近3ヶ月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期に比べて減少している方 (平成23年3月末まで)</p> <p>③ 最近3ヶ月間の売上げが2年前同期に比べて減少している方 (平成23年3月末まで)</p> <p>《中小企業者》</p> <p>◎法人の場合… 府内に営業所又は事業所がある企業</p> <p>◎個人の場合… 原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組 合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金・設備資金 7年以内</p> <p>◆経営安定特別支援制度(注1)の場合 10年以内</p> <p><原則として均等月賦返済、必要に応じ1年以内の据置可></p>
融資利率	◆年2.2% (固定金利)
融資限度額	<p>◆有担保で2億円、 無担保で8,000万円</p> <p>※ただし、保証協会の保証利用可能額（一般枠）の範囲内</p>
担保・保証人	<p>◆保証協会の保証が必要 < 原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要 ></p> <p>◆いきいき割引(注2)の場合 保証料率年0.2%引下げ</p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金</p> <p style="font-size: 2em;">}</p>

(注1) 厳しい経営環境により業況が悪化している中小企業者・組合が、経営安定支援協議会(保証協会・金融機関等)の指導を受ける場合、融資期間の長期化により月々の返済額軽減を図る制度
(実施期間：平成23年3月末まで)

(注2) 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を継続的に受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。